

サイバーセキュリティ対策推進会議等について

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定
改正 平成28年4月1日
改正 平成28年8月31日
改正 平成31年4月1日
改正 令和3年9月1日

- 1 サイバーセキュリティ基本法施行令（平成26年政令第400号）第4条の規定に基づき、関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者（CIS0）等相互の緊密な連携の下、政府機関におけるサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に、サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官（事務）、副議長は内閣危機管理監及びデジタル監とし、構成員及びオブザーバーは、本部長の指定する職にある関係機関の最高情報セキュリティ責任者（CIS0）等とする。
- 3 推進会議にサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議（以下「専任審議官等会議」という。）を置く。専任審議官等会議は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。
- 4 専任審議官等会議にサイバーセキュリティ対策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。
- 5 推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 7 情報セキュリティ対策推進会議について（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定。以下「同決定」という。）第1項に基づき設置された情報セキュリティ対策推進会議が決定した事項、検討した事項及び議長指示等について

は、推進会議に、同決定第3項に基づき設置された幹事会が決定した事項及び検討した事項等については、幹事会に、それぞれ引き継がれるものとする。